

木造住宅の
耐震診断費・耐震改修事業の
補助について

令和8年度版

鴨川市





STEP 1 鴨川市木造住宅耐震診断費補助金

鴨川市では、市内の木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の所有者等が行う耐震診断に要する費用の一部を補助します。

■ 補助対象となる木造住宅

次のすべてに該当する住宅が対象となります。

- I. 市内にある木造住宅（在来軸組構法のもの）
- II. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、又は着工された住宅
- III. 一戸建ての住宅又は併用住宅（併用住宅の場合は、居住部分の床面積が延床面積の 2 分の 1 以上のもの）
- IV. 地上 2 階以下の住宅

■ 補助対象者

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- I. 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること
- II. 木造住宅の所有者又はその 2 親等以内の親族であって、当該木造住宅に居住していること
- III. 補助対象者又はその同居者に市税等の滞納がないこと

■ 耐震診断の内容

『木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）』（国土交通省住宅局建築指導課監修，一般財団法人日本建築防災協会発行）による一般診断等を行ってください。住宅の耐震性を更に正確に調べたい方は、精密診断という方法もあります。

- ・一般診断とは 耐震改修等の必要性の判定を目的としています。調査にあたっては原則、内装材や外装材を剥がしたりしません。
- ・精密診断とは 改修の必要性が高いものについて、部材やそれらの接合部等に関するより詳細な情報に基づき、改修の必要性の最終的な判断を行うことを目的とした診断方法です。また、改修を施すものについては、改修後の耐震性も診断します。

■ 補助金の額

耐震診断に要する費用の 3 分の 2 以内の額とし、8 万円が上限。
ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

■ 木造住宅耐震診断士

一般社団法人千葉県建築士会安房支部又は公益社団法人千葉県建築士事務所協会安房支部に所属する会員であって、千葉県が開催する既存の木造住宅の耐震診断及び改修に関する講習会の講習修了者を掲載した名簿に登録された者並びにこれに相当するものに限ります。

■ 申請期限

○申請期限 令和8年12月11日（金）

※申請金額が予算額に達した場合は、申請受付を終了することがあります。

■ ご注意ください

- ・補助金の申請を検討されている方は、鴨川市役所で行われている建築士による建築無料相談会で相談されることをお勧めいたします。開催日は、都市建設課にお問合せください。
- ・補助金の交付を受けるには、耐震診断を実施する前までに申請が必要です。

【参考】評点と判定

上部構造評点	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い

■ お問い合わせ

鴨川市都市建設課 都市整備係

〒296-8601 鴨川市横渚 1450

TEL：04-7093-7835（直通）

FAX：04-7093-7856





STEP 2 鴨川市木造住宅耐震改修事業補助金

鴨川市では、市内の木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の所有者等が行う耐震改修事業に要する費用の一部を補助します。

■ 補助対象木造住宅

次のすべての要件を満たす住宅が対象となります。

- I. 本市の耐震診断要綱に規定する耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満の住宅
- II. 柱、梁その他の主要構造部が木材の在来軸組構法の住宅
- III. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、又は、着工された住宅
- IV. 一戸建ての住宅又は併用住宅（併用住宅の場合は、居住部分の床面積が延床面積の 2 分の 1 以上のもの）
- V. 地上 2 階以下の住宅

【参考】評点と判定

上部構造評点	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い

■ 補助対象者

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- I. 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること
- II. 木造住宅の所有者又はその 2 親等以内の親族であって、当該木造住宅に居住していること
- III. 補助対象者又はその同居者に市税等の滞納がないこと

■ 補助対象経費（補助金を受けるには、設計・工事監理・工事の全てを行う必要があります。）

- ・耐震改修工事に要する経費
- ・耐震改修工事に係る設計及び工事監理に要する経費
- ・建替工事に要する経費

■ 補助金の額

補 助 項 目	内 容	補 助 金 額 【 上 限 】
耐震改修工事並びにその 工事に係る設計及び工事 監理	上部構造評点が1.0未満の木造住宅につ いて、1.0以上にするための補強工事並 びにその工事に係る設計及び工事監理に 要する費用の一部を補助	補助対象経費の5分の4 【100万円】
建替工事	上部構造評点が1.0未満の木造住宅の除 却を行うとともに、その木造住宅と同一 敷地内に新たな一戸建ての住宅を建築す る工事に要する費用の一部を補助	補助対象経費の5分の4 【100万円】

■ 設計者、工事監理者及び施工者

設計者・工事監理者：耐震改修工事に係る設計及び工事監理は、耐震診断要綱第2条第1号に規定する木造住宅耐震診断士である建築士が行うものとする。

施工者：建設業の許可を受けている者（軽微な建設工事に該当する耐震改修工事を行う場合にあっては、建設業法第7条第2号に掲げる者と同等の知識及び技術又は技能を有する者）が施工するものとする。

■ 申請期限

○申請期限 令和8年12月11日（金）

※申請金額が予算額に達した場合は、申請受付を終了することがあります。

■ ご注意ください

- ・補助金の申請を検討されている方は、事前に都市建設課に相談してください。
- ・補助金交付決定前の事業着手は原則認めません。

■ お問い合わせ

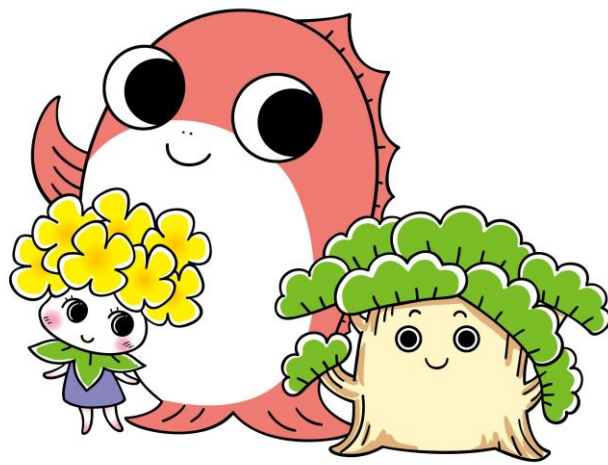
鴨川市都市建設課 都市整備係

〒296-8601 鴨川市横渚 1450

TEL：04-7093-7835（直通）

FAX：04-7093-7856





鴨川市